

事務連絡
平成 27 年 7 月 28 日

関係業界団体 御中

厚生労働省老健局総務課

マイナンバー（社会保障・税番号）制度に係る周知・広報への協力依頼について

平素より高齢者保健福祉行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度の円滑な施行に向けた周知・広報につきましては、平成 27 年 4 月 30 日付事務連絡により、関係団体の皆様に御協力をお願いしたところです。

本年 10 月以降、マイナンバーの付番・通知が始まることとなっておりますが、当該通知は、原則として、各市区町村から住民票上の住所地に通知カードを送付することにより行われるため、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、本人や代理人から住民票上の住所がある市町村に対して、現に居住している地（居所）の登録が必要になります。

マイナンバー制度の円滑な施行に向けて、各市区町村においては、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方が現に居住している地（居所）の把握に努めるとともに、住民に対して居所登録のための事務手続に係る積極的な周知・広報が行われることとなっておりますが、関係団体の皆様におかれましても、会員事業者等に対して、居所登録に関する周知・広報頂きたく御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 居所登録の対象者

登録対象者は以下のとおりです。

- (1) 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (2) DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (3) 長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者以外の者で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者

2. 周知方法

会員事業者等に対して、施設等の利用者であって1. の居所登録の対象者（主に1（3））に該当する方を把握している場合は、当該利用者に対して、居所において通知カードの送付を受けるためには居所登録が必要な旨をお伝え頂きたい旨周知ください。また本人が手続きを行うことが困難な場合は、代理人が代わって手続きを行うことが可能ですので、必要に応じて代理人への御連絡もお願い頂きたく周知願います。

周知用のリーフレット（別添1）や登録様式（別添2）を添付いたしますので、併せてご活用ください。

3. その他

その他、登録対象者の方が居所登録についてご不明な点がある場合には、住所地の市区町村（マイナンバー担当部局）又はマイナンバーコールセンター（電話番号：0570-20-0178）にお問い合わせいただきますよう、会員事業者等に対して周知ください。

担当：厚生労働省老健局総務課

杉田、及川

03-3591-0954（直通）

03-3503-2740（FAX）

sugita-kouji@mhlw.go.jp（メール）